

令和3年4月1日時点の状況を照会

事業所・企業等以外(世帯・個人等)が調査対象の基幹統計調査の場合(各府省への照会結果を事務局にて整理したもの)

所管省 No.	統計調査	調査票	No.	調査対象		調査の周期	全数・標本	調査対象数	調査票の配布方法	調査客体名簿の情報源	作成時期	調査客体名簿の作成方法			母集団名簿作成の有無(O、X)	母集団名簿更新周期		
				属性的範囲	具体的に							作成方法・手順						
				第一段階			第二段階		第三段階									
1	国勢調査	全調査票	1	世帯・個人	本邦の範囲に常住する者	5年	全数	約5600万世帯(R2)	調査員	—	・市町村長は、調査年の前年の十月一日現在により、当該市町村の区域を住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)に規定する街区等に基づき画した基本単位区を基礎として、当該区域内に居住する世帯の数がおおむね五十世帯になるように調査区を設定。調査区の設定に当たっては、直近の国勢調査の調査区関係書類その他市町村が把握する情報を参考とするほか、現地踏査を行う。	・調査員(民間事業者を含む。以下同じ。)は、担当する調査区内を巡回し、当該調査区の範囲を確認し、『調査区要図』を作成する。	・調査書類一式の配布期間に、調査員は、担当する調査区内の全世帯を訪問し、調査票等の調査書類一式を配布するとともに、世帯主の氏名及び世帯員の数(男女の別を含む。)を聴取し、『調査世帯一覧』に必要な事項を記入する。この調査世帯一覧が調査客体名簿となる。不在世帯に対しては、調査書類一式を郵便受けに入れるなどして配布し、『調査世帯一覧』に必要な事項は、提出状況の確認や調査書類の審査時に補記を行う。	X	-			
2	住宅・土地統計調査	全調査票	2	世帯・個人	住宅等及びこれらに居住している世帯(住戸)	5年	標本	約370万(R2)	調査員	直近の国勢調査の調査区情報	平成27年国勢調査人口等基本統計公表後	直近の国勢調査調査区を第1次抽出単位、調査区内の住戸を第2次抽出単位とする層化2段抽出法による無作為抽出による。	第2次抽出では、市町村が無作為抽出により、各調査単位区から17住戸を抽出し、調査対象とする。具体的には、調査員が巡回して調査単位区内のすべての住戸を把握し、抽出単位名簿を作成する。次に、調査員が作成した抽出単位名簿から、調査対象となる住戸を市町村が無作為抽出により調査単位区を設定。	第2次抽出では、市町村が無作為抽出により、各調査単位区から17住戸を抽出し、調査対象とする。具体的には、調査員が巡回して調査単位区内のすべての住戸を把握し、抽出単位名簿を作成する。次に、調査員が作成した抽出単位名簿から、調査対象となる住戸を市町村が無作為抽出により調査単位区を設定。	X	-		
3	労働力調査	全調査票	3	世帯・個人	世帯主及び世帯員(就業状態を調査するのは15歳以上)	毎月	標本	48,191(R2)	調査員	平成27年国勢調査の調査区情報	調査実施月の前月	労働力調査は、層化2段抽出法による標本調査であり、国勢調査調査区を第1次抽出単位とし、住戸を第2次抽出単位としている。	第2次抽出における住戸の抽出は、都道府県が、第1次抽出で抽出された標本調査区にある全ての住戸のうちから、所定の抽出率及び抽出起番号を用いて系統(等間隔)抽出することにより行う。抽出された住戸に居住する全ての世帯が調査対象となる。	第2次抽出における住戸の抽出は、都道府県が、第1次抽出で抽出された標本調査区にある全ての住戸のうちから、所定の抽出率及び抽出起番号を用いて系統(等間隔)抽出することにより行う。抽出された住戸に居住する全ての世帯が調査対象となる。	X	-		
5	家計調査	全調査票	6	世帯・個人	世帯	毎月	標本	8,821(R2)	調査員	単位区の範囲については、国勢調査の調査区を使用するが、単位区内の世帯名簿については、担当の調査員が単位区内を端から順に漏れなく実地に巡回し、居住している全ての世帯について作成する。	調査開始の約1ヶ月前から、作成を開始	層化3段抽出法(第1段—市町村、第2段—単位区、第3段—世帯)による無作為抽出により調査対象世帯を選定。	・次に、以下の作業により、調査対象世帯を選定。各調査市町村内を直近の国勢調査の調査区を基に、調査区を2調査区ずつまとめて単位区とし、総務省から割り当てられた調査世帯数の調査に必要な数の単位区を市町村内全体から無作為抽出し、調査対象単位区を選定。	調査員が、1人で2単位区を受け持つて、それぞれの単位区の全居住世帯の名簿を作成。指導員がその名簿を基に、二人以上の世帯については各単位区の調査対象世帯の中から6世帯を、単身世帯については交互の単位区から1世帯を無作為に選定し調査客体名簿を作成。	X	-		
8	地方公務員給与実態調査	全調査票	9	その他	全地方公共団体及び特定地方独立行政法人に所属する地方公務員	5年	全数	約274万人(R2)	郵送オンライン	調査客体名簿を作成することはしていない。	—	調査票を、総務大臣が全地方公共団体及び特定地方独立行政法人を通じて職員に配布し、職員が調査票に所定の事項を記入し、当該職員の属する地方公共団体等に提出。地方公共団体等が都道府県を通じて調査票を総務省へ提出する形で調査を実施。	—	—	—	—	X	-
9	就業構造基本調査	全調査票	10	世帯・個人	世帯主(又は世帯の代表者)及び15歳以上の世帯員	5年	標本	499,710(R2)	調査員	直近の国勢調査の調査区情報	調査実施年9月	第1次抽出単位を直近の国勢調査調査区、第2次抽出単位を住戸とする層化2段抽出法により選定。まず、総務省が、直近の国勢調査調査区について、直近の国勢調査の結果等に基づく特性により6層に分類した後、層ごとに調査区を都道府県、市区町村コード等の基準により配列した上、この配列を基に、それぞれ都道府県ごとに、全調査区の15歳以上人口を累積し、累積した15歳以上に対する確率比例系統抽出により、全国で約33,000調査区を抽出し、標本調査区として設定。	次に統計調査員が、標本調査区ごとに、調査区に含まれる全ての住戸を確認して名簿を作成。	さらに、市町村が、名簿に記載された住戸を「居住者無」、「居住者有」の順に配列。この配列を基に、標本調査区ごとに、抽出起番号を1とし、抽出間隔を「居住者有」の住戸数を15で除し小数点以下を切り上げた値として、等確率系統抽出法により住戸を抽出。抽出された「居住者有」の住戸数が15未満の場合は、最初に抽出された「居住者有」の住戸の次の住戸以降の配列について、抽出住戸数が15になるまで上記と同様に再度抽出を行い、調査客体名簿を作成。	X	-		
10	全国家計構造調査(旧全国消費実態調査)	全調査票	11	世帯・個人	世帯及び世帯員	5年	標本	基本調査:39,936簡易調査:43,656(R2)	調査員	・直近の国勢調査の調査区情報 ・住民基本台帳	調査実施年7~9月頃	O基本調査・簡易調査 標本抽出を市部と郡部に分けて行う。市部では各市の直近の国勢調査調査区を第1次抽出単位、世帯を第2次抽出単位とする層化2段抽出法により調査世帯を抽出。郡部では、町村を第1次抽出単位、各町村の国勢調査調査区を第2次抽出単位、世帯を第3次抽出単位とする層化3段抽出法により調査世帯を抽出。 O家計調査世帯特別調査 総務省が、全ての市及び地理的・産業別特徴などを考慮して抽出した町村から、市区町村ごとに「基本調査」と「簡易調査」について所定数の国勢調査調査区を抽出。「基本調査」は抽出した調査区と近接する調査区を合わせた2調査区を1調査単位区とし、「簡易調査」は国勢調査調査区を1調査単位区とする。 O個人収支状況調査 二人以上の世帯については、2019年11月から2020年2月までに家計調査の家計簿の記入が終了する全ての世帯を選定。単身世帯については、2019年11月又は12月に家計調査の家計簿の記入が終了する全ての世帯を選定。 O個人収支状況調査 2019年9月又は10月に家計調査の家計簿の記入が終了する二人以上の世帯から、無作為抽出により、約900世帯を抽出。	O基本調査・簡易調査 次に、市町村が、調査員の実地踏査等により作成した調査単位区世帯名簿から、二人以上の世帯10世帯、単身世帯2世帯を抽出し、調査客体名簿を作成する。調査単位区世帯名簿を作成する際に、住民基本台帳を活用。	—	X	-		

所管省	No	統計調査	調査票	No	調査対象		調査の周期	全数・標本	調査対象数	調査票の配布方法	調査客体名簿の情報源	作成時期	調査客体名簿の作成方法							
					属性的範囲	具体的に							作成方法・手順							
総務省	11	社会生活基本調査	全調査票	12世帯・個人	10歳以上の世帯主及び世帯員	5年	標本	87,732(R2)	調査員	平成22年国勢調査の調査区情報	調査実施年9月	第一段階	第二段階	第三段階	母集団名簿作成の有無(○、×)	母集団更新周期				
														総務省が指定した各国勢調査調査区について、統計調査員が調査日の前に調査区内の全世帯を訪問し、世帯一覧を作成。この世帯一覧から、都道府県が、等確率系統抽出により12世帯を抽出し、調査客体名簿を作成。						
19人口動態調査	全調査票	32その他	戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定に基づく出生、死亡、婚姻若しくは離婚の届出又は死産の届出に関する規程(昭和21年厚生省令第42号)の規定に基づく死産の届出を受けた市区町村	毎月	全数	—	郵送オンライン	調査客体名簿を作成することはしていない。	—	出生、死亡、婚姻、離婚又は死産の届出を受けた市町村長は、その届書に基づいてすみやかに人口動態調査票を作成し、これを遅滞なく保健所長に送付する。保健所長は、毎月、市町村長から送付された人口動態調査票をとりまとめ、その月の25日までに都道府県知事に送付するといった形で調査を実施。	—	—	—	—	—	—	—			
22医療施設調査	動態調査票	38その他	法、令、規則又は省令に基づき、医療施設に關し、開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行ったすべての都道府県、保健所を設置する市及び特別区が、所定の手続を行った都度、動態調査票を作成し、毎月1日から月末までの分を取りまとめ、厚生労働省に提出(市及び特別区は都道府県を通じて)する形で調査を実施。	毎月	全数	155(R2)	オンライン	調査客体名簿を作成することはしていない。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
厚生労働省	25国民生活基礎調査	大規模調査	41世帯・個人	世帯及び世帯員(介護票は介護保険法に基づく要介護者及び要支援者)	3年	標本(一部の調査地区は全数)	世帯票・健康票:10,1334 所得票・貯蓄票:32,529 介護票:(R元)	調査員	直近の国勢調査の調査区情報	調査票ごとに、以下の世帯及び世帯員が調査対象となる。 ・世帯票・健康票直近の国勢調査調査区から層化無作為抽出した地区内のすべての世帯及び世帯員 ・介護票世帯票及び健康票の対象地区から層化無作為抽出した地区内のすべての介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要介護者及び要支援者 ・所得票・貯蓄票世帯票及び健康票の対象地区内に、1単位区おむね30世帯以下となるよう設定した単位区から層化無作為抽出した単位区内のすべての世帯及び世帯員(ただし、介護票の対象地区は抽出の対象から除く) 直近の国勢調査調査区の調査区の中から、層化無作為抽出し、調査対象地区名簿を作成し、都道府県・指定都市・中核市・保健所設置市等に送付。	都道府県等の調査員が、市区町村に赴き国勢調査関係書類を閲覧、転記、複写し、総務省が選定した調査地区的範囲を確認。	調査員が、調査地区内の全ての世帯へ調査関係資料を配布した後訪問し、世帯主の氏名、世帯の人数を質問し、調査客体名簿を作成。	—	—	—	—	—	—		
		簡易調査	42世帯・個人			1年(大規模調査の実施年を除く)	標本(一部の調査地区は全数)	世帯票:59,875 所得票:8,500(H30)	調査員	直近の国勢調査の調査区情報	調査票ごとに、以下の世帯及び世帯員が調査対象となる。 ・世帯票直近の国勢調査調査区から層化無作為抽出した地区内のすべての世帯及び世帯員 ・所得票世帯票及び健康票の対象地区内に、1単位区おむね30世帯以下となるよう設定した単位区から層化無作為抽出した単位区内のすべての世帯及び世帯員 直近の国勢調査調査区の調査区の中から、層化無作為抽出し、調査対象地区名簿を作成し、都道府県・指定都市・中核市・保健所設置市等に送付。	都道府県等の調査員が、市区町村に赴き国勢調査関係書類を閲覧、転記、複写し、総務省が選定した調査地区的範囲を確認。	調査員が、調査地区内の全ての世帯へ調査関係資料を配布した後訪問し、世帯主の氏名、世帯の人数を質問し、調査客体名簿を作成。	—	—	—	—	—	—	
農林水産省	26農林業センサス	農山村地域調査票(市区町村用)	44その他	市区町村	5年	全数	1,896(R2)	郵送オンライン	調査客体名簿を作成することはしていない。	—	全国の市区町村を対象に調査を行う。	—	—	—	—	—	—	—	—	
		農山村地域調査票(農業集落用)	45その他	農業集落(全域が市街化区域の農業集落を除く)	5年	全数	138,243(R2)	調査員 郵送 オンライン その他(農水省職員)	地域の実情に精通する者について、市区町村の保持する情報(自治会長名簿、農家組合長名簿等)	調査年の前年8月末までに作成	農林業センサス農業集落精通者名簿を母集団として利用する。 農林業センサス農業集落精通者名簿は、市区町村の保持する情報(自治会長名簿、農家組合長名簿等)を元に、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府油縫紡合事務局の農林水産センターが作成する。自治会長や農家組合長等の地域の実情に精通する者(農業集落精通者)に関する情報が含まれている名簿である。同名簿に搭載された地域の実情に精通する者(農業集落精通者)に対して調査を行う。	—	—	—	—	—	—	○	5年	
農林水産省	28作物統計調査	耕地面積調査	48その他	地方農政局等の職員又は統計調査員による耕地面積の実測調査	1年	標本	39,411(R2)	その他(地方農政局等職員実測調査)	空中写真(衛星画像等)に基づき、全国の全ての土地を隙間なく区分した200メートル四方(北海道においては、400メートル四方)の格子状の区画のうち、耕地が存在する区画を調査のための「単位区」とし、この単位区(区画内に存する耕地)について筆ボリコン(農林水産省が衛星画像等を基に面積調査用の地理情報システムにより筆(けい)印等で区切られた現況一枚のば場)ごとの形状に沿って作成した面をい。)が作成されているものに限る。)の集まりを母集団(全国約290万単位区)とする。 母集団は、ほ場整備、宅地への転用等により生じた現況の変化を反映するため、単位区の情報を、衛星画像等を基に補正することにより整備。 地方農政局等において、母集団を各単位区内の耕地の地目(衛星画像等から農林水産省が筆ボリコンに情報を登録)に基づき地目階層(「田のみ階層」、「田畠混在階層」及び「畑のみ階層」)に分類、その地目階層をほ場整備の状況、水田率等の指標に基づき設定した性格の類似した階層(性格階層)に分類し、性格階層別単位区リストを作成。	調査実施年の5月下旬まで	農林水産省統計部が都道府県別標本数を地方農政局等に通知。	地方農政局等が、都道府県別の田畠別耕地面積が的確に把握できるよう性格階層ごとに調査対象数を配分し、系統抽出法により調査対象とする単位区を抽出することにより、調査客体名簿を作成。 (抽出した標本単位区内の全ての筆について、地方農政局職員又は統計調査員による実測調査により、現況地目及び耕地の境界を確認することにより、耕地の田畠別面積、耕地の田畠別の拡張及びひいき面積を実測。)	—	—	—	—	—	—	○	1年
		作付面積調査(水稻)	49その他	地方農政局等の職員又は統計調査員による作付面積の実測調査	1年	標本	39,411(R2)	その他(地方農政局等職員実測調査)	空中写真(衛星画像等)に基づき、全国の全ての土地を隙間なく区分した200メートル四方(北海道においては、400メートル四方)の格子状の区画のうち、耕地が存在する区画を調査のための「単位区」とし、この単位区(区画内に存する耕地)について筆ボリコン(農林水産省が衛星画像等を基に面積調査用の地理情報システムにより筆(けい)印等で区切られた現況一枚のば場)ごとの形状に沿って作成した面をい。)が作成されているものに限る。)の集まりを母集団(全国約290万単位区)としている。 母集団は、ほ場整備、宅地への転用等により生じた現況の変化を反映するため、単位区の情報を、衛星画像等を基に補正することにより整備。 地方農政局等において、母集団を各単位区内の耕地の地目(衛星画像等から農林水産省が筆ボリコンに情報を登録)に基づき地目階層(「田のみ階層」、「田畠混在階層」及び「畑のみ階層」)に分類、その地目階層をほ場整備の状況、水田率等の指標に基づき設定した性格の類似した階層(性格階層)に分類し、性格階層別単位区リストを作成。	調査実施年の5月下旬まで	農林水産省統計部が都道府県別標本数を地方農政局等に通知。	地方農政局等が、都道府県別の水稻作付面積が的確に把握できるよう性格階層ごとに調査対象数を配分し、系統抽出法により調査対象とする単位区を抽出することにより、調査客体名簿を作成。 (抽出した標本単位区内の全ての筆について、地方農政局職員又は統計調査員による実測調査により、1筆ごとに現況地目及び耕地の境界を確認することにより、作付面積を実測。)	—	—	—	—	—	—	○	1年
		作況調査(作柄概況調査、予想収穫量調査、収穫量調査(水稻))	52その他	地方農政局等の職員又は統計調査員による水稻の収穫量の実測調査	1年	標本	9,902(R2)	その他(地方農政局等職員実測調査)	空中写真(衛星画像等)に基づき、全国の全ての土地を隙間なく区分した200メートル四方(北海道においては、400メートル四方)の格子状の区画のうち、耕地が存在する区画を調査のための「単位区」とし、この単位区(区画内に存する耕地)について筆ボリコン(農林水産省が衛星画像等を基に面積調査用の地理情報システムにより筆(けい)印等で区切られた現況一枚のば場)ごとの形状に沿って作成した面をい。)が作成されているものに限る。)の集まりを母集団(全国約290万単位区)において同じ。 また、集計に当たっては、実測調査により把握した事項のほか、過去の調査結果や気象データも活用する(予想収穫量調査において同じ)。	調査の実施期間まで	農林水産省統計部が都道府県別標本数を地方農政局等に通知。	地方農政局等が、通知された標本数の標本を、左記の作業により編成された階層から、調査対象とする単位区を田の耕地面積に比例して抽出し、抽出した標本単位区内の水稻作付種から無作為に1筆を抽出して作況標本筆とすることにより、調査客体名簿を作成。	—	—	—	—	—	—	○	1年

所管省	No	統計調査	調査票	調査の周期	調査対象		調査対象数	調査票の配布方法	調査客体名簿の情報源	作成時期	調査客体名簿の作成方法												
					No	属性的範囲					作成方法・手順			第一段階	第二段階	第三段階	母集団名簿作成の有無(○、×)	母集団更新周期					
農林水産省	28	作物統計調査	被害調査(被害応急調査)	57	その他	農作物に被害が発生又はその可能性があると認められる区域内にある作物及びその栽培の用に供される土地とし、対象作物は全農作物。	隨時	有意抽出	57(R2) その他(地方農政局等職員実測調査)	作物について重大な災害等が発生したと地方農政局等の長及び地方参事官が認めた時又は統計部長が調査の必要を認めた時、地域内にある作物の栽培の用に供される土地及び作物につき、被害面積及び被害量を職員の巡回・見積り等により行う。 なお、被害見積り基準とするため、地方農政局等が選定した典型的な被害は場を被害応急調査筆として調査し被害面積及び被害量を見積ることとしている。	農作物の栽培を開始してから収穫されるまでの間に災害等によって、農作物に被害が生じた時。	被害面積及び被害量を地方農政局等職員の巡回・見積り等により行う。						×	-				
39	港湾調査	甲種港湾調査票	80	その他	国土交通大臣が指定する調査計画及び調査規則別表に掲げる甲種港湾 報告者は、港湾の管理者又はその港湾において次の業務を営む者。 (ア)「入港船舶」は、船舶運航事業を営む者又は水産業協同組合の長 (イ)「船舶乗降人員」は、船舶運航事業を営む者 (ウ)「海上出入貨物」は、港湾運送業若しくは船舶運航事業を営む者又は水産業協同組合の長 (エ)「本船荷役」は、港湾運送業を営む者 (オ)「泊地及び係船岸」は、その管理者	毎月	全数	166(R2) 調査員		・入出港届等の行政記録情報 ・統計調査員が事業者等への聞き取りや過去の調査実績等から把握した船舶の入港情報	毎月	左記により把握した情報を基に、都道府県知事の指揮監督を受け、各港湾の統計調査員がそれぞれの名簿を作成。 ※港湾調査は、その特性上、船舶が港湾に入港することを起点として報告者を選定する必要があり、統計調査員が行政記録情報や聞き取り等により把握した船舶の入港情報から、その都度報告者を選定し、選定された報告者に報告義務が課される。 当該調査の報告者には港湾管理者が含まれており、行政記録情報等により入港船舶を確実に補足しているほか、専用ベースについては、その管理者を報告者とするなどして、各都道府県において漏れなく調査を実施する体制が整えられていると認識している。											
		乙種港湾調査票	81	その他	国土交通大臣が指定する調査計画及び調査規則別表に掲げる乙種港湾 報告者は、港湾の管理者又はその港湾において次の業務を営む者。 (ア)「入港船舶」は、船舶運航事業を営む者又は水産業協同組合の長 (イ)「船舶乗降人員」は、船舶運航事業を営む者 (ウ)「海上出入貨物」は、港湾運送業若しくは船舶運航事業を営む者又は水産業協同組合の長	1年	全数	512(R2)		・入出港届等の行政記録情報 ・統計調査員が事業者等への聞き取りや過去の調査実績等から把握した船舶の入港情報	毎年	上記(1)により把握した情報を基に、都道府県知事の指揮監督を受け、各港湾の統計調査員がそれぞれの名簿を作成している。 ※港湾調査は、その特性上、船舶が港湾に入港することを起点として報告者を選定する必要があり、統計調査員が行政記録情報や聞き取り等により把握した船舶の入港情報から、その都度報告者を選定し、選定された報告者に報告義務が課される。 当該調査の報告者には港湾管理者が含まれており、行政記録情報等により入港船舶を確実に補足しているほか、専用ベースについては、その管理者を報告者とするなどして、各都道府県において漏れなく調査を実施する体制が整えられていると認識している。											
国土交通省	41	建築着工統計調査	建築物着工統計調査票/住宅着工統計調査票	84	その他	建築基準法第15条第1項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出(以下「建築工事届」という。)にかかる建築物	毎月	全数	47(R2) その他(都道府県調査)	建築工事届	都道府県知事より送付された調査票を国土交通大臣が集計したとき(調査票情報)	都道府県知事は建築工事届等を基に建築統計を作成することと定められている。(建築基準法第15条第4項) 都道府県知事は、報告者(建築主)から提出された建築工事届に基づいて、建築着工統計調査票を、当該届出に記載された工事の着手予定期日の属する月毎月分について作成し、これを翌月13日までに到達するよう国土交通大臣に送付しなければならない。(建築動態統計調査規則第7条第1項)											
44	44	船員労働統計調査	建築工事費調査票	85	その他	建築物(建築着工統計調査(建築基準法第15条第1項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出(以下「建築工事届」という。)にかかる建築物)から抽出)	1年	標本	一(R2) 郵送 オンライン	建築工事届	都道府県知事から送付された建築工事届の写しを基に調査対象者に調査票の送付を行うとき	建築物着工統計調査により報告される建築物(*)を工事費予定額別に分類し、建築工事届に係る建築物から次の条件に基づき抽出 ・工事費予定額20億円以上の建築物については全数調査 ・工事費予定額20億円未満の建築物については、構造別(木造／非木造)、工事費予定額階級別(いきい値1億円の2区分)に分類し、各層ごとに無作為抽出(※)建築工事届に係る建築物 【抽出率の設定方法】 ・全数抽出層以外の建築物について、工事費予定額によるネイマン配分により抽出率を設定 なお、都道府県知事は、上記の方法により国土交通大臣が抽出した建築物について、当該建築物の建築工事届の写しを国土交通大臣に送付する。											
45	45	自動車輸送統計調査	第1号様式(貨物営業用自動車(トラック)、第2号様式(貨物自家用自動車(トラック)、第4号様式(旅客営業用自動車(タクシー)(乗用))	91	その他	船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船員であって、総トン数20トン以上の、以下のア～イに示す区分による船舶(船舶所有者と同一の家族に属する者のみを使用する船舶を除く。)に乗組む者を調査の対象とする。 ア)漁船並びに引船、はしけ及び官公署船(以下「特殊船」という。)以外の船舶のうち、国土交通大臣が指定する船舶(第1号調査) イ)漁船(第2号調査)	1年	第1号調査: 標本 第2号調査: 全数	第1号調査:402 第2号調査:982 (R2)	郵送	・行政記録情報(船員法第111条に規定する業務報告) ・船員労働統計母集団調査	1年	(第1号調査) 毎年調査実施の都度、行政記録情報に基づき作成した母集団名簿から層化無作為抽出により標本抽出を行い、調査対象となる船員労働統計母集団調査の結果を用いて行う。 調査票配布時に調査対象船舶の解消・売船が判明した場合は、母集団名簿から除外している。 (第2号調査) 毎年調査実施の都度、行政記録情報に基づき調査対象となる船舶名簿を作成する。 調査票配布時に調査対象船舶の解消・売船が判明した場合は、母集団名簿から除外している。									○	1年
			計	24														6					